

# 議 事 録

## 1 日時

令和6年5月14日（火）

午後1時30分～午後2時16分

## 2 会場

和歌山市役所 11階 教育委員室

## 3 出席者

### 【教育長及び委員】

教育長 阿形 博司

委員 藤本 禎男

委員 森崎 陽子

委員 波床 昌則

委員 石元 和代

### 【事務局職員】

教育局長	奥山 由佳	教育学習部長	河嶋 健
学校教育部長	前北 博文	教育政策課長	深瀬 琢
教育施設課長	北野 剛也	生涯学習課長	田村 匡崇
読書活動推進課長	權藤 裕子	学校支援課長	岩本 信哉
学校教育課長	西谷 宣昭	教育研究所長	竹内 圭
保健給食管理課長	宗 浩二	学校教育課専門教育監補	野上 聖児
子ども支援センター長	尾崎 有希子	教育政策課総務政策班長	森 一樹
教育政策課企画員	古谷 高義		

### 【和歌山市立和歌山高等学校職員】

校長 竹内 伸之

教諭 加納 秀記

## 4 開会宣示

阿形教育長が開会を宣示。

## 5 議事録

3月臨時教育委員会、4月定例教育委員会の議事録を承認。

## 6 署名委員指名

署名委員に森崎委員を指名。

## 7 報告及び議案

### 阿形教育長

本日は、報告が2件、議案が7議案となっています。議案第10号及び第11号については会議規則第5条第6号に当たるものとして、秘密会が適当だと思いますが、いかがでしょうか。

### 委員一同

異議なし。

### 阿形教育長

異議なしと認め、議案第10号及び第11号について秘密会とします。

### 報告第3号 和歌山市いじめ・不登校問題に関する検討委員会委員の任命について

#### 阿形教育長

それでは次に、報告第3号「和歌山市いじめ・不登校問題に関する検討委員会委員の任命について」の説明をお願いします。

#### 尾崎子ども支援センター長

報告第3号、和歌山市いじめ・不登校問題に関する検討委員会委員の任命について報告します。教育委員会の附属機関である和歌山市いじめ・不登校問題に関する検討委員会について、この度委員が欠けたため、補欠委員の任命を行いました。委員の任期は、条例第4条により、2年となっており、今回は令和5年7月1日から令和7年6月30日となっています。補欠委員の任期は前任者の残任期間となります。新たな委員につきましては、資料網がけで示しているとおりですので、ご報告申し上げます。以上です。

#### 阿形教育長

ありがとうございます。

資料の第1ページの濱田先生に、中学校の教員代表が替わられています。条例については、2ページに記載がございます。

何かご質問等ございませんか。

### 報告第4号 令和5年度和歌山市立和歌山高等学校卒業生進路状況について

#### 阿形教育長

特にないようですので、それでは次に、報告第4号「令和5年度和歌山市立和歌山高等学校卒業生進路状況について」の説明をお願いします。

#### 西谷学校教育課長

報告第4号、令和5年度和歌山市立和歌山高等学校卒業生進路状況について報告いたします。まず、全日制について説明します。資料の1ページをご覧ください。(1)卒業生数と進路の欄には、令和5年度卒業生の進路状況についてまとめています。総計(R5年度)をご覧ください。卒業生は234名であり、進路状況は、就職者について、学校斡旋者が29名、公務員2名、自家自営業者1名、縁故就職者2名を合わせて34名で、全体の14.6%です。

進学者はすべて合わせて188名で、全体の80.4%を占めており、全体の40.2%の94名が四年制大学へ進学しています。この数年、卒業生全体の7割から8割が進学しています。就職に関しましては、ここ数年、就職者数が30名から40名で推移し、昨年度より0.7%増加しております。資料の2ページをご覧ください。就職先としては、卸売業・小売業への就職が多く、事務的な仕事や販売、生産的な職種の仕事に就いています。資料の4ページをご覧ください。(5)就職決定地の欄では、勤務地のほとんどが和歌山県内であり、地元志向が強い傾向にあります。続いて、進学については、資料の8ページをご覧ください。(8)四年制大学分野の欄では、進学先として、経済・商業系が多く、薬学・保健系、教育学系も増えてきています。(9)短期大学分野の欄では、芸術系への進学者が多くを占めています。(10)専修・各種学校等分野の欄では、看護・医療系が多く、次いで、美容・理容系が多く、例年どおりで大きな変化はございません。進学の方法としましては、総合型選抜、学校推薦型の公募制推薦や指定校推薦や一般選抜、共通テストを利用して進学するなど、多様な方法で進学をしますが、専門学校進学者を含め、総合型選抜、公募制推薦での進学者が増えてきています。また、普通科の進学についてですが、公募制推薦や一般選抜などの学力試験で受験する生徒が増加しています。7限授業をはじめ、進学特別講座、映像講座など、学習機会を少しでも増やすことにより生徒一人一人にしっかりとした学力が定着し始めていると言え、更なる難関校への挑戦が期待されます。資料の7ページは、各科ごとの就職先一覧、9ページからは、進学先の一覧となっています。次に定時制についてです。資料の11ページをご覧ください。卒業生は8名で、進学は専門学校が1名、就職が1名、残り6名はアルバイトとなっております。下に参考として進路一覧を入れております。説明は以上です。

### **阿形教育長**

ありがとうございました。

ただいま市立和歌山高等学校のこの春の進路状況についての説明がございましたけれど、何かご質問等はございませんか。

### **藤本委員**

ご説明があったところなんですけれども、映像講座というのは、これは市高の先生が各教科、授業を撮って生徒に見せるという形なんでしょうか。それとも、企業のものを見せているのか、教えていただけますか。

### **竹内市立和歌山高等学校校長**

企業のものになります。

### **藤本委員**

ありがとうございます。

### **阿形教育長**

ほかに何かございませんか。

### **森崎委員**

資料の8ページの、四年制大学分野の方の教育学系が増えているというご説明でしたが、先だっても小学校教員の志望者が非常に減ってきていると記事にも出ておりましたが、この内訳

はどのようなものでしょうか。どのような教育学部に進むのか。中学、高校等々、それはわかりませんか。

#### **阿形教育長**

教育学部の課程の中身とは思いますが、いかがですか。

#### **加納市立和歌山高等学校教諭**

近年、和歌山県内に和歌山信愛大学が出来ましたので、そちらの教育学部に進む生徒が多くなっておりまして。ですので、小学校教諭若しくは幼稚園教諭という形の先生を目指している生徒になります。

#### **森崎委員**

ありがとうございます。

#### **阿形教育長**

ほか、何かございませんか。特にないでしょうか。

それでは、先ほど課長からもございましたけれども、これからはしっかり頑張ってくださいと思います。どうもありがとうございました。

### **議案第5号 和歌山市コミュニティセンター条例の一部改正について**

#### **阿形教育長**

それでは、これより議事に入ります。

議案第5号「和歌山市コミュニティセンター条例の一部改正について」の説明をお願いします。

#### **田村生涯学習課長**

議案第5号、和歌山市コミュニティセンター条例の一部改正について説明させていただきます。和歌山市の生涯学習の拠点であるコミュニティセンターの充実を図り、若い世代も含めた幅広い世代のニーズに対応した学習機会を提供するため、コミュニティセンターの未設置地域である第8ブロック（今福・砂山・吹上・高松地区）に新たなコミュニティセンターを開設するため、現在整備を行っているところですが、コミュニティセンターとして開館するため、必要な事項を和歌山市コミュニティセンター条例に規定する条例改正を行いたいと考えております。

今回の改正の概要につきまして、簡単ではございますが、説明させていただきます。資料の3ページの新旧対照表をご覧ください。まず1点目になります、新たなコミュニティセンターは既に設置しているコミュニティセンターの名称を勘案した上で、「和歌山市西コミュニティセンター」とさせていただければと考えております。これが、第2条の表の改正となります。続きまして2点目になります、第3条の改正として、和歌山市西コミュニティセンターには図書室を設置しない予定ですので、コミュニティセンターが行う事業である「図書室の資料を利用させること。」から和歌山市西コミュニティセンターを除くための改正を行います。続きまして3点目ですが、第4条の2の改正として和歌山市西コミュニティセンターの休館日を毎週火曜日とする改正を行います。休館日につきましては、他のコミュニティセンターの休館日と

同じにならないよう配慮しております。続きまして、4ページをご覧ください。4点目になります、別表第1及び別表第2の改正として、和歌山市西コミュニティセンターに設置する施設を規定し、各施設の使用料を定めております。各施設の使用料につきましては、5ページと6ページに記載しており、使用料につきましては、現行のコミュニティセンターに設置している施設の面積単価の平均を和歌山市西コミュニティセンターに当てはめ算出しております。改正の概要は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### **阿形教育長**

砂山地区、県立和歌山商業高等学校の北側に建設中のコミュニティセンター、その建設に伴う条例の改正です。大きな改正は4つありまして、今課長から説明がありましたけれども、何かご質問等ございますか。

#### **藤本委員**

ご説明いただき、資料でも見せていただいたんですけども、なぜこの西コミュニティセンターには図書室を設置しないのか理由をお願いしたいと思います。

#### **田村生涯学習課長**

今回、和歌山市西コミュニティセンターを開設していくに当たりまして、会議室、自習室、調理室、和室などコミュニティセンターに必要なものは当然設置し、そこで図書室をどうするのかという議論を継続して行ってきました。市民図書館が和歌山市駅にあり、松江地区に市民図書館西分館があり、今回開設する砂山地区からも和歌山市駅に近いということもありまして、図書室の設置は見送ったという経緯であります。

#### **阿形教育長**

県立図書館も高松地区にありますので、図書館のブロックというのもおかしいんですけど、高松地区も第8ブロックとして考えていますので図書館が結構近くにあるということも、1つの理由ではないかとは思いますが。

#### **藤本委員**

小学生は、保護者がついていかないと区域外に出られないわけなんです。ただ、砂山小学校であればコミュニティセンターに近く、図書室を設置していただいたら市民図書館に行かなくてもそこで本を読むことができます。今福小学校や高松小学校であれば県立図書館に行けば本を読むことができるということもわかるんですけども、低学年の生徒が本に触れる機会が少なくなると考えるんですけども、いかがでしょうか。

#### **田村生涯学習課長**

設置範囲というブロックで考えていましたので、今、4小学校分あります。設置することで当然メリットが多いと思うんですけども、今委員がおっしゃったとおり、1小学校区だけがメリットという格好になり、他の3校は校区外になります。子供のことも考えているんですけども、市全体を見て考えて、本当に離れた、例えば南コミュニティセンターは、市の南の端にありますので当然必要だと考えて設置したということです。今回は、先ほど申し上げた理由で、図書室は設置しないということです。

#### **河嶋教育学習部長**

本に関していうと、学校の中にも図書室がありますので、そこでも本に触れる機会はあるのではないかと思います。砂山地区を考えたときに、駐車場は結構大きめで、たくさん車が来ても大丈夫な催しができることも、念頭に置きながらやっているところもありまして、そういったところへは移動図書館が来て、本を借りるということもできるのではないかと思います。

あと、貸し出しシステムで、図書室のあるコミュニティセンターへ取り寄せるという方法もありますので、子供たちの本に触れる機会は確保できているのではないかと考えています。

#### **阿形教育長**

団体貸し出しという制度、学校で市民図書館の本館からたくさん借りてもらう、そのような制度もありますので、これをもっとしっかり周知していきたいと思っています。

あと貸し出しは対象外となりますが、コミュニティセンターの中に若干の図書コーナーは設置するのですか、それともまだ決まっていないのですか。

#### **田村生涯学習課長**

フリースペースは今回の西コミュニティセンター1階に広く取ってしまして、その一角にそういった小さい子供向けのコーナーとして、絵本など設置する予定です。

#### **藤本委員**

ありがとうございます。ぜひとも設置してください。

#### **阿形教育長**

コミュニティセンター条例の一部を改正する条例につきまして、何かご意見、ご質問どちらでも結構ですけれど、特にないでしょうか。

先ほども説明していましたが、敷地の外から広場を歩いていろんな部屋に入っていくことができます。従来のコミュニティセンターでは、建物の中に入っていないと色々な部屋に行くことができないですけれども、このコミュニティセンターは小松原から正面に行ったら、広場のような広い敷地があり、それを囲んで部屋が幾つかありまして、そこでいろいろ活動できます。建物は3階建てでしたか。またパース図などもできましたら、お見せできると思いますので、よろしくお願いします。

それではただいまの議案第5号について採決を行います。

原案どおり承認してよろしいでしょうか。

#### **委員一同**

はい。

#### **阿形教育長**

それでは、原案どおり承認します。

### **議案第6号 和歌山市民図書館運営審議会委員の任命について**

#### **阿形教育長**

続きまして、議案第6号「和歌山市民図書館運営審議会委員の任命について」の説明をお願いします。

#### **権藤読書活動推進課長**

議案第6号、和歌山市民図書館運営審議会委員の任命についてご説明します。和歌山市民図書館運営審議会委員名簿をご覧ください。（1）学校教育の関係者として、4月18日付けで和歌山市中学校長会様から西脇中学校長 田中文規氏の推薦をいただきました。つきましては、尾前委員の後任として、田中文規氏を任命したいと考えています。2ページには、図書館運営審議会 関係法規を参考資料として添付させていただいております。

説明は以上です、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

#### **阿形教育長**

こちらの方も校長会の先生の代表が代わるということでの任命になると思います。

何か、ご質問とかご意見ございませんか。

特にないようですので、それではただいまの議案第6号について採決を行います。

原案どおり承認してよろしいでしょうか

#### **委員一同**

はい。

#### **阿形教育長**

それでは、原案どおり承認します。

### **議案第7号 和歌山市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域並びに学校指定に関する規則の一部改正について**

#### **阿形教育長**

続きまして、議案第7号「和歌山市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域並びに学校指定に関する規則の一部改正について」の説明をお願いします。

#### **岩本学校支援課長**

議案第7号、和歌山市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域並びに学校指定に関する規則の一部改正についてご説明いたします。

本改正は、和歌山市まちなみ景観課が実施する和歌山市和歌山大学前駅周辺土地区画整理事業に伴い、和歌山大学駅前周辺の町名が「和歌山市ふじと台」として新設されることで所要の改正を行うものです。資料1、6ページをご覧ください。一番外側の赤枠が換地計画エリアで、区画整理後「和歌山市ふじと台」の町名が新設される地域となります。7ページの資料2がエリアを抜粋したものです。和歌山市和歌山大学前駅周辺土地区画整理事業により「和歌山市中」の地番中、「和歌山市ふじと台」と変更される地番については、藤戸台小学校通学区域の町名「平井」の次に「ふじと台」を追加し、また、貴志小学校通学区域内の町名「和歌山市中」にも「和歌山市ふじと台」に変更される地番があります。和歌山市地番図で調査したところ、藤戸台小学校通学区域であることが明らかになったため、修正し改正を行うものです。その地番については、現在住宅地ではない地番のため影響はありません。

最後に、貴志小学校区と藤戸台小学校区それぞれ通学区域内の「和歌山市中」の一部において、土地区画整理法第105条第2項により消滅する地番が生じることから削除する改正を行

うものです。改正の詳細は、2ページから4ページの和歌山市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区並びに学校指定に関する規則の一部を改正する規則及び新旧対照表になります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

#### **阿形教育長**

新しくふじと台という町名ができますので、それに伴う変更ということです。

何かご質問等ございませんか。

まだまだこれから、どんどん開発されてマンションもできたりして、いろいろ増えてきているなかで、藤戸台小学校の校舎ですけれども、今のところ特に増設しなくても大丈夫なのですか。

#### **藤本委員**

各学年に5クラスあるので大丈夫だと思います。

#### **阿形教育長**

若竹学級なども中に入ってきているのでいっぱいいっぱいですが、特別教室を普通教室に変更したりして、何とかやっていけるのではないかと思います。

それではただいまの議案第7号について採決を行いたいと思います。

原案どおり承認してよろしいですか。

#### **委員一同**

はい。

#### **阿形教育長**

それでは、原案どおり承認します。

### **議案第8号 学校運営協議会委員の任命について**

#### **阿形教育長**

続きまして、議案第8号「学校運営協議会委員の任命について」の説明をお願いします。

#### **西谷学校教育課長**

議案第8号、学校運営協議会委員の任命についてご説明いたします。和歌山市教育委員会では、平成29年度から学校運営協議会を順次設置し、令和元年度からは、和歌山市立の全ての学校に設置しています。本日は、今年度の学校運営協議会委員の任命についてご審議をお願いします。審議にあたり、資料の16ページ以降に、和歌山市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則を添付しておりますので併せてご覧ください。規則第7条「協議会は、委員15人以内で組織する。」について、各校の委員の数は6人から15人となっています。また、その委員は、地域の住民、保護者、学校の運営に資する活動を行う者と、学識経験者や教職員の中から学校長が推薦した者から構成されています。お配りしている資料のとおり、委員の氏名・所属を一覧にまとめています。地域住民の方としては、主に連合自治会長や自治会長、民生委員の方が多く推薦されています。保護者としてはPTA会長や女性代表が、また、学校の運営に資する活動を行う者としては、校区子どもセンター運営委員や共育コーディネーター、地域ボランティアの方等が推薦されています。学識経験者として元学校長や地域にある

学校園の管理職等が推薦されています。そして、教職員として学校の管理職が入っています。以上、この委員の方々で本年度の学校運営協議会を進めていく予定です。

一つ訂正がございます。資料の4ページ、学校番号15番芦原小学校のところをご覧ください。No.1辻田様につきましては、先にお亡くなりになられたと連絡を受けておりますので、後日、名簿の差替えをさせていただきたいと思っております。

以上、今年度の学校運営協議会委員について、ご審議のほどよろしく申し上げます。

#### **阿形教育長**

何かこの件につきまして、ご質問等ございませんでしょうか。

地域の様々な立場の方から、学校長が自分の学校運営についていろいろご意見をいただく場ですので、学校の応援的なそういう感じで捉えていただければいいのではないかと思います。ほか、特にないでしょうか。

それでは、議案第8号につきまして採決を行います。

原案どおり承認してよろしいでしょうか。

#### **委員一同**

はい。

#### **阿形教育長**

それでは、原案どおり承認します。

### **議案第9号 令和6年度和歌山市教育委員会客員指導主事の委嘱について**

#### **阿形教育長**

続きまして、議案第9号「令和6年度和歌山市教育委員会客員指導主事の委嘱について」の説明をお願いします。

#### **竹内教育研究所長**

議案第9号、令和6年度和歌山市教育委員会客員指導主事の委嘱について説明いたします。客員指導主事は、現職の大学教員や退職された校長先生また優れた指導実績を残された先生や教職経験はなくとも高い専門性を持たれた方々をお願いし、学校教育力の向上、並びに学校長が願う特色ある学校づくりのためにお力添えをいただいています。資料2ページをご覧ください。別紙1の和歌山市教育委員会客員指導主事設置要領に基づき、客員指導主事の選任をお願いしたいと存じます。3ページをご覧ください。別紙2、令和6年度和歌山市教育委員会客員指導主事選任案をご覧ください。先月の教育委員会において、23名の委嘱を承認いただきました。今回は、新たに1名保健体育科分野の指導主事として15番にあります、和歌山大学の林修教授を新たに選任させていただきたいと思っております。林教授は、岡山県内の小学校教諭から始まり、岡山県瀬戸内市指導主事、中国学園大学教授を経て2013年和歌山大学に着任され、現在も和歌山大学教授、学長補佐として勤務されています。専門は保健体育で、幼児から大学生まで運動遊び、保健体育指導に関わられています。昨年は和歌山県部活動地域連携・地域移行に係る推進協議会委員長も務められました。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

## 阿形教育長

ただいま説明いただいたんですけれども、何かご質問等ございませんでしょうか。

15番の和歌山大学の林先生には、この度、保健体育の方で、客員指導主事として新たに入っていただきます。

## 森崎委員

本当にありがとうございます。社会性であったり、リーダー性であったり、非認知能力的なものなど、今、子供たちに必要なことの内容が盛りだくさんに、体育授業の中で学ぶことができていると思います。林修先生は知識や経験、すべてそろっていらっしゃると思いますので、本当にありがとうございました。

## 阿形教育長

ほかにございませんか。それでは、議案第9号につきまして採決を行います。

原案どおり承認してよろしいでしょうか。

## 委員一同

はい。

## 阿形教育長

それでは、原案どおり承認します。

続きまして秘密会となりますが、秘密会に入る前に「その他」で何かありませんか。

## 8 その他

### 深瀬教育政策課長

今回の教育委員会の日程について報告します。6月の教育委員会定例会は、令和6年6月6日（木）午後6時から教育委員室で開催しますので、よろしくお願いいたします。

### 阿形教育長

今回は、6月6日（木）午後6時になっておりますので、時間が夜になっていますが、よろしくお願いいたします。

ほかに何かございませんか。ないようですので、秘密会に入りたいと思います。

申し訳ございませんが、傍聴人の方はご退室をお願いします。

続きまして、関係職員以外の方もご退室をお願いします。

## 9 非公開事案

—以下『』部分については非公開とする—

**議案第10号 令和7年度に和歌山市立中学校及び義務教育学校後期課程で使用する教科用図書の採択に係る調査員の任命等について**

『非公開』

**議案第11号 令和7年度に和歌山市立和歌山高等学校で使用する教科用図書の採択に係る選定委員の委嘱及び任命等について**

『非公開』